



セカンドライフで気になるイベントやお金のこと

ワンポイント情報編

知って
おきたい

退職金のことから贈与・相続まで、
今からチェックしておきたい知識・情報をまとめました。

1

退職金を受け取る前に

あらかじめ計画を立てておきたい「使いみち」

退職時には多くの人がまとめた額の退職金を受け取ますが、無計画に使っていると、気がついたときにはなくなっていた、ということになりかねません。老後のための大切な蓄えですから、そのようなことにならないよう、使いみち（「いつ」「何に」「どのくらい」）・預け先・運用するかしないか…など、早めに計画しておく必要があります。

受け取る前に考えておく

① 勤務先などの退職金制度と受取方法を確認しておく
退職金の受け取り方によっては、次ページのように税金のかかり方も変わってきます。

② 使いみちと金額を見積もる
リタイア後のイベントにかかるお金をリストアップしたうえで見積もります（4～9ページ参照）。

③ 残る金額があれば、預け先・運用先を検討しておく
32～35ページで解説した資産運用の基本を念頭に置いて、十分に検討します。



「受け取り方」で変わる退職金の税金

退職金の使いみちを想定したら、それに合わせた受取方法も考えておきます。勤務先により選択肢は異なりますが、基本は以下の三つです。受取方法によって税金も変わるために、自分の希望に合わせながら受取額を最大にする方法を検討するとよいでしょう。

1)一時金で受け取る場合…「退職所得」となる

- ・退職所得には所得税と住民税がかかるが、税額が軽くなるように優遇されている。
 - ① 分離課税で他の所得と合算されずに税金が計算される。
 - ② 勤続年数に応じた退職所得控除額(下図を参照)を差し引ける。
 - ③ 退職所得控除額を差し引いた金額の2分の1の額に課税される(ただし、特定役員退職手当と、短期退職手当のうち300万円超の部分については2分の1計算の適用はない)。

退職所得

$$\frac{(\text{退職金} - \text{退職所得控除額})}{2} \times \text{税率} = \text{退職金にかかる税金}$$

- ・勤続年数が20年以下の場合 $40\text{万円} \times \text{勤続年数}$ (80万円より少ないとときは80万円)
- ・勤続年数が20年を超える場合 $800\text{万円} + 70\text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20)$

※障害者の加算、他の企業年金や個人型確定拠出年金(iDeCo)などを一時金で受け取る場合は、退職金にそれらを加えた金額を基に計算。退職所得控除は、一定期間内に退職一時金と企業年金等の一時金を受給している場合、その状況により控除額の計算方法が異なる。詳しくは税務署で確認を

2)年金で受け取る場合…「雑所得」となる

- ・公的年金や他の企業年金などと合算して課税され、公的年金等控除が差し引ける。
- ・公的年金等控除の額は、年齢と公的年金など他の収入との合計額で変わる。

3)一時金+年金で受け取る場合

- ・一時金部分は退職所得、年金部分は雑所得として課税される。

退職金の運用でやってはいけないこと

ある程度、まとまった金額を手にすると、少しでも増やしたい、ローンを完済したいなどと考える人は少なくないでしょう。ただ、慣れない投資商品に一度に数百万円をつぎ込んで損を抱えるケース、完済を急ぐあまり大半を住宅ローン返済に回して生活資金に影響が出てしまうケースなど、やってはいけないパターンに陥る人も見受けられます。充実したセカンドライフを送るために大切な資金ですから、いったんは預貯金などに置いておき、冷静に判断することが大切です。

2

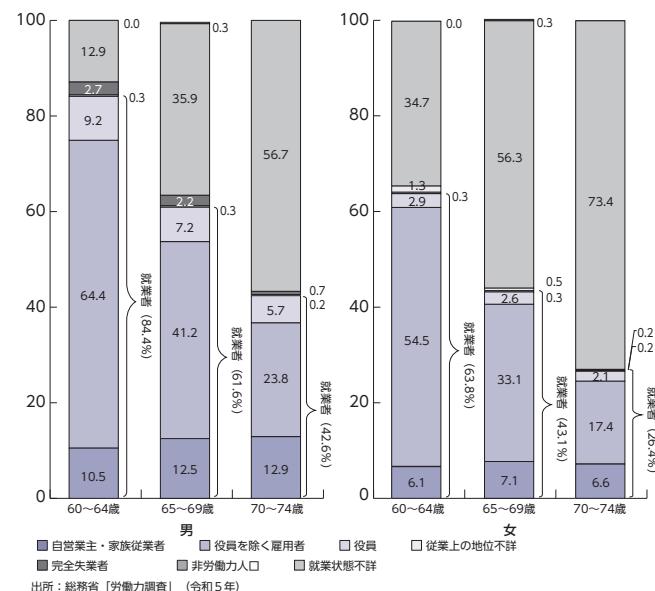
なるべく長く働くには

現在、年金の受給開始年齢は原則65歳となっています。年金がもらえるようになるまでは、勤務先の継続雇用制度で雇用を確保されていますが、それ以降も70歳まで働き続けるための選択肢が増えています。ほかにも、再就職する、自営業などで独立する、短時間勤務の仕事に就くなど、様々な方法があります。早めに検討をはじめ、準備をしていきましょう。

60歳以降の継続雇用や就業確保の制度が拡充

高齢化の進展と年金受給年齢の引き上げに合わせ、2013年4月からは「高年齢者雇用安定法」の改正で企業に対し、65歳までの雇用の確保が義務付けられています。さらに2021年4月からは、70歳までの就業を確保する措置を講じることが努力義務として新設されました。人口が減少する中で、働く意欲のある高齢者がそれぞれの能力を活かし、活躍できる環境の整備が進んでいます。勤務先がどのような制度を導入しているか、あらかじめ調べておきましょう。

〈60代後半の男性の6割以上、女性の4割以上が就業している〉



再就職や独立して働くなら、時代に合ったスキルを磨く

定年後、継続雇用後にも働き続けるには、これまでに蓄えた知識や技術を活かすだけでなく、さらに磨きをかけ、専門分野や得意分野を作ることが大切です。再就職するにしても、独立してフリーランスで働くにしても、過去の会社の看板や肩書は通用しにくくなるため、自分はどのような仕事ができるのかを改めて考え、足りない部分があれば、勉強したり資格を取得したりして、これから仕事に求められるスキルを身につけましょう。

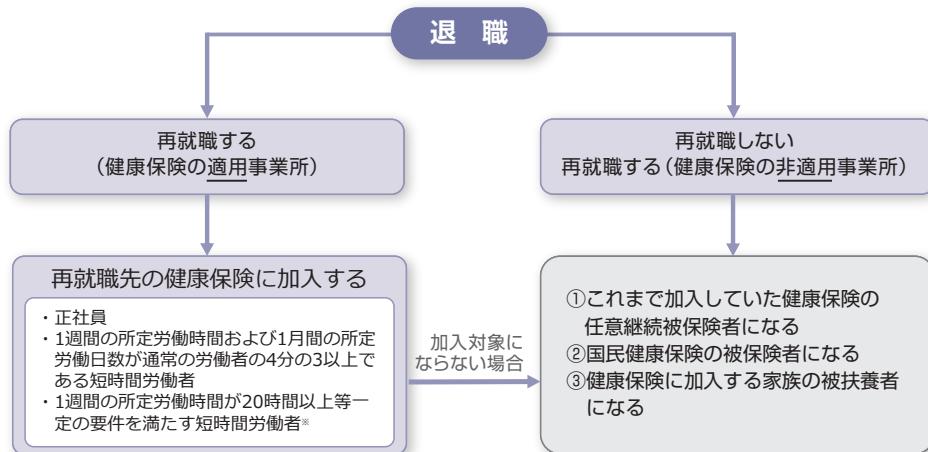
今はどの分野・業界でも、仕事の効率化や生産性のアップに向け、IT関連のスキルは不可欠になっています。フリーランスで働く場合、シェアオフィスを利用したり、自宅にいながらクラウドソーシングで企業から仕事を請け負ったりする方法もあり、独立・開業の資金は最小限で済ますこともできます。そのためには、インターネットを利用した仕事のやり方にも慣れておくことが必要です。専門分野に加えてITスキルがあれば、働き方の選択肢はさらに広がります。

3

リタイア後の健康保険は

退職後も健康保険の支払いは続く——選択肢は三つ

退職すると健康保険の被保険者資格を失うため、現在加入している健康保険被保険者証は使えなくなり、返却しなければなりません。その後、再就職する場合は再就職先の健康保険に加入することになり、再就職しない場合は、一般的に下の①～③の中から選択することになります。



① これまで加入していた健康保険の 任意継続被保険者になる

会社に勤めていたときの健康保険に2年間継続して加入することができる制度です（退職日までに継続して2カ月以上の被保険者期間がある必要があります）。医療費の自己負担は原則として3割ですが、健康保険組合には独自の付加給付があるので、一般的には国民健康保険より有利です。ただし、在職中は会社と折半して保険料を負担していましたが、任意継続の場合は全額自己負担です。そして、一般的には2年後に国民健康保険に加入することになります。

② 国民健康保険の被保険者になる

退職後、任意継続被保険者にならない場合、国民健康保険に加入することになります。保険料は、市区町村ごとに前年の所得や保有財産によって決定されます。退職した翌年の保険料の負担は、一般的に前年までと比べてかなり割高になる可能性があります。

③ 健康保険に加入する家族の被扶養者になる

被扶養者*になるには、扶養者の三親等内の親族で主として扶養者によって生計を維持されていること等の条件を満たす必要があります。

※被扶養者の年間収入の目安：130万円（60歳以降または一定の障害者は180万円）
未満で、扶養者（被保険者）の年間収入等の1/2未満

また、介護保険についても負担は続きます。65歳になるまでは第2号被保険者として、加入する健康保険に上乗せして支払います。65歳以降は第1号被保険者となり、年間18万円以上の年金を受け取っている場合は、原則公的年金からの天引きで、市区町村に納付することになります。

4

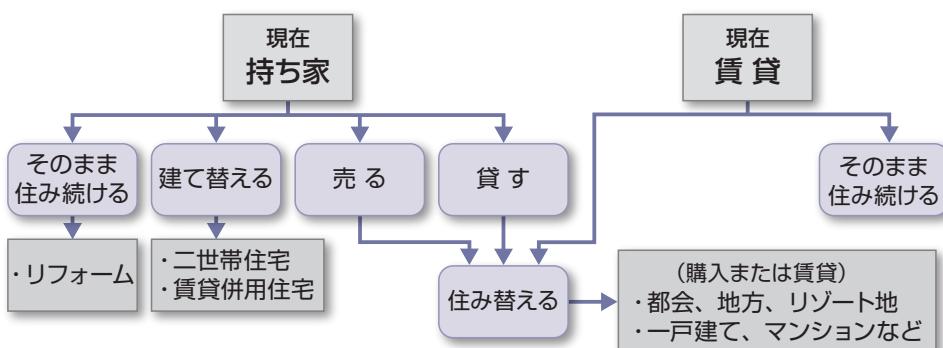
リタイア後の住まいは

どこでどのように住むか——早めに計画を立てておく

老後の住まいの選択肢は多岐にわたります。リタイア後の住まいをどうするかは、その人がどのようなセカンドライフを望んでいるかによって変わってくると言えます。

早いうちから夫婦や家族でよく話し合って、どこでどのように暮らしをしたいか、可能な限り意見を擦り合わせておきましょう。また、その希望をかなえるには、どれくらいの費用がかかるかも調べておき、計画を立てておくとよいでしょう。

リタイア後の住まい——さまざまな選択肢



持ち家に住み続けるならリフォームを予定

そのまま住み続ける選択をするなら、リフォームのことを考えておきましょう。老朽化によるメンテナンスだけでなく、高齢期の暮らしを考慮したバリアフリーリフォームも必要になってくるでしょう。現在の家のどこが不満なのか、将来どのようなリフォームをしたいのか、家族で話し合っておくことからはじめます。

また、リフォームの費用は、その内容や規模、また地域などによって事情が異なるため、わかりづらいところがあります。日ごろから近所や知人の事例を聞いたり、リフォーム会社の広告を調べるなどして、自分なりに知識を養っておきましょう。ただし、それらはあくまで目安です。実際にいくらかかるかを知るためにには、複数の会社に見積もりを依頼します。

住宅リフォーム助成制度

多くの地方公共団体では、耐震改修やバリアフリー改修、省エネ改修などに対する補助を実施しています。補助の対象となる建物用途等の要件は市区町村により異なります。詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

マイホーム借上げ制度

一般社団法人移住・住みかえ支援機構(JTI)が、セカンドライフには広すぎるといった理由や、住み替えにより使われなくなったシニア層(50歳以上)の自宅を、最長で終身にわたって借り上げ、子育て世帯などに賃貸し、賃料収入を保証するものです。これにより自宅を売却することなく、住み替えができる、賃料を老後の資金として活用することができます。

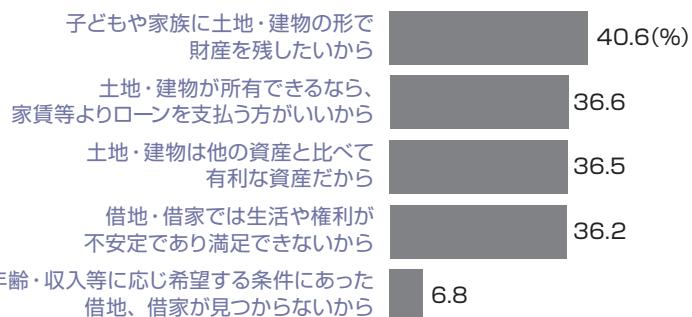
持ち家にこだわらず選択肢を広げてみる

国土交通省の2023年度のアンケート調査によると、「土地・建物を所有したい」という人は約65%を占め、依然として持ち家志向が強いことがわかります。経済面のメリット・デメリットは地価の動向など不確定要因もあり、どちらがよいとは言えません。ただ、これから土地・建物を購入するとなるとまとまった資金が必要ですし、将来、自宅の広さや設備、周りの環境が自分たちの暮らし方に合わなくなることも考えられます。

持ち家にこだわらずに視野を広げると、夫婦二人ぐらしに向いたサイズの賃貸マンションや、将来のことを考えたサービス付き高齢者向け住宅(次ページ参照)など、様々なくらし方を比較検討することができます。柔軟な姿勢で、これからのお住まいを考えてみてはいかがでしょうか。

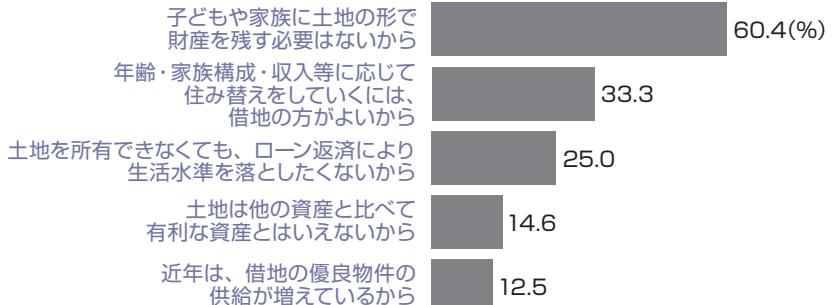
土地・建物を両方とも所有したい理由

「土地・建物を両方とも所有したい」と答えた者に、2つまでの複数回答



借地で構わない理由

「建物を所有していれば、土地は借地でも構わない」と答えた者に、2つまでの複数回答



出所:国土交通省「令和5年度 土地問題に関する国民の意識調査」

セカンドライフで気になるイベントやお金のこと
●ワンポイント情報編

知つておきたい



5

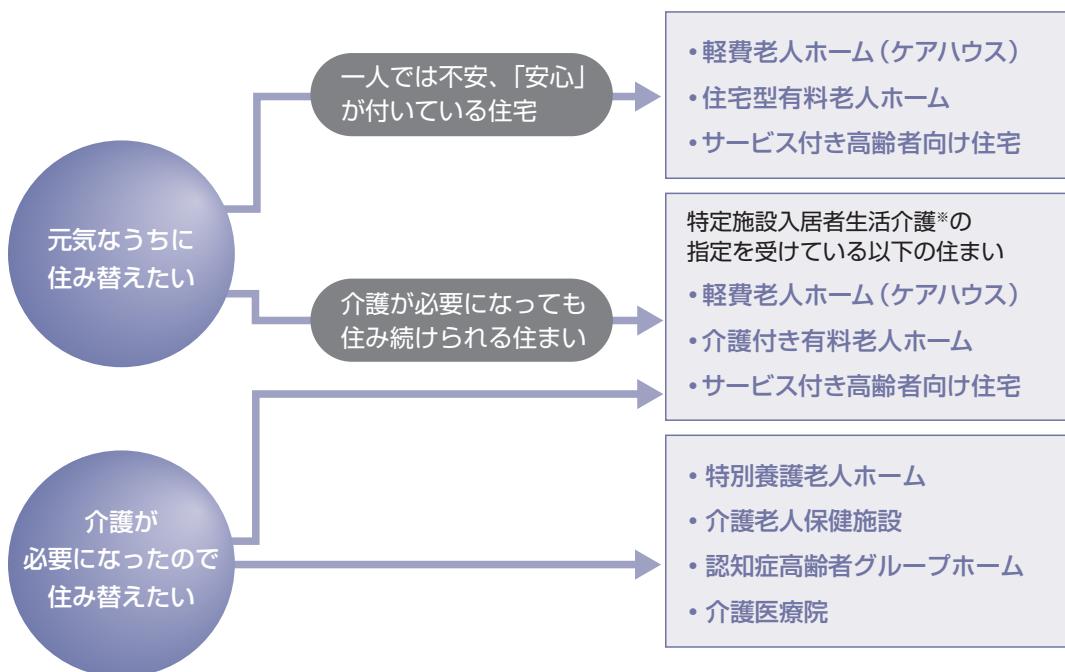
介護施設の種類と費用は

親も自分たちも元気なうちに情報を集めておく

高齢者人口の急増に伴い、高齢者向けの施設は多様化し、様々な選択肢がある半面、施設の違いがわかりにくいといった課題が生じています。入居(入所)時の説明不足による入居後のトラブルも発生しています。また、50代となると、自分たちのことよりも先に、親の介護が気になる人も多い世代ですが、判断力が落ちたり、体が動かなくなる前に最善の選択ができるよう、なるべく早いうちから情報を集めることが重要になっています。

要介護認定の有無で利用できるかどうかが決まる

高齢者の一人暮らしや夫婦のみの世帯が急速に増加しています。高齢期には、将来の病気や介護を踏まえた対策も不可欠ですから、今の住宅に住み続けるだけでなく、高齢者向け施設も将来の選択肢として考慮しておくとよいでしょう。



※特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームが一定の介護・看護職員配置等の基準を満たし、都道府県等から特定施設入居者生活介護の指定を受け、居住者に介護サービスを提供するものです。このサービスの自己負担額(所得による自己負担割合)は、要介護度により定額です。有料老人ホームの場合、「特定施設入居者生活介護」の指定を受けてないと「介護付き」と名乗ることはできません。

東京都福祉局ホームページ「あんしん なっとく 高齢者向け住宅の選び方」より改変

高齢者のための主な住まい(住宅・施設)の特徴

| | 名 称 | 概 要 | 介護サービス |
|-----|----------------|--|--|
| 住宅系 | サービス付き高齢者向け住宅 | 安否確認や生活相談等、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅 | 外部のサービスを利用。または特定施設入居者生活介護の場合、スタッフにより提供 |
| 施設系 | 特別養護老人ホーム | 原則として要介護3以上が対象の介護保険施設。生活支援サービス、介護サービスが提供される | 施設スタッフによりサービス提供 |
| | 介護老人保健施設 | 要介護1以上が対象の介護保険施設。病院と自宅の中間施設的位置付け。介護サービス、看護、リハビリが受けられる | 施設スタッフによりサービス提供 |
| | 介護医療院 | 要介護1以上が対象の介護保険施設。長期の療養が必要な場合、医学的管理、看護、生活支援、介護が受けられる | 施設スタッフによりサービス提供 |
| | 軽費老人ホーム(ケアハウス) | 本人の収入に応じて低額な費用で基本的な生活支援サービスを受けながら、自立した生活を送ることができる住まい | 外部のサービスを利用。または特定施設入居者生活介護の場合、スタッフにより提供 |
| | 介護付き有料老人ホーム | 介護保険法に基づき、特定施設入居者生活介護の指定を受けた有料老人ホーム | 施設スタッフによりサービス提供 |
| | 住宅型有料老人ホーム | 食事等の生活支援サービスが付いた有料老人ホーム。介護サービスは別契約で外部の事業所を利用する | 外部のサービスにより提供 |
| | 健康型有料老人ホーム | 食事等の生活支援サービスが付いた有料老人ホーム。介護保険サービスは付いておらず、介護が必要になると原則退去しなければならない | なし |
| | 認知症高齢者グループホーム | 認知症高齢者が5~9人の少人数で家庭的な共同生活を送る住まい | 施設スタッフによりサービス提供 |

概要は東京都福祉局ホームページ「あんしん なっとく 高齢者向け住宅の選び方」より改変

セカンドライフで気になるイベントやお金のこと
●ワンポイント情報編

知つておきたい

高齢者向け住宅・施設のチェックポイント

親の介護でも自分たちのことでも、まずは「現在の状況と希望」を整理することからはじめます。そのうえで、食事や生活相談などの生活支援サービスや介護保険サービスの有無や内容、介護になったときの対応はどうなっているか、どのような費用が必要か、納得できる金額か、などのポイントで住宅や施設をチェックしていくとよいでしょう。希望の施設が明確であれば、将来のための計画的な資金作りも具体化できるでしょう。

6

成年後見制度とは

認知症などの理由で判断能力の不十分な人は、財産を管理したり、契約を結んだりすることが難しい場合があります。また、自分に不利益な契約であってもよく判断ができずに契約して、悪徳商法の被害に遭う恐れもあります。このような人を保護し、支援するのが「成年後見制度」です。

法定後見制度(後見・保佐・補助)と任意後見制度

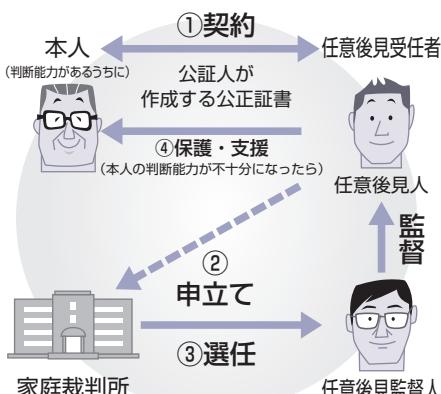
成年後見制度は、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の二つがあります。

法定後見制度は、本人や家族などが家庭裁判所に申立てを行い、選ばれた成年後見人等が、本人の利益を考えながら、本人を代理して契約などの法律行為をしたり、本人が自分で法律行為をするときに同意を与えること、本人が行った不利益な法律行為を後から取り消したりすることによって、本人を保護・支援します。法定後見制度は、「後見」「保佐」「補助」の三つに分かれており、判断能力の程度などに応じて制度を選べるようになっています。

法定後見制度のあらまし

| | 後見 | 保佐 | 補助 |
|--------------------|----------------------------------|--|---|
| 対象となる人 | 判断能力が欠けているのが通常の状態の人 | 判断能力が著しく不十分な人 | 判断能力が不十分な人 |
| 申立てをできる人 | 本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市区町村長など | | |
| 成年後見人・保佐人・補助人の権限 | すべての契約等の代理・取消し ※日常生活に関する行為は除く | 財産上の重要な契約等の同意・取消しや代理 ※申立てにより裁判所が定める行為 | 一部の契約・手続等の同意・取消しや代理 ※申立てにより裁判所が定める行為 |
| 取消しが可能な行為 | 日常生活に関する行為以外の行為 | 同上 | 同上 |
| 成年後見人等に与えられる代理権の範囲 | 財産に関するすべての法律行為 | 家庭裁判所が審判で定める特定の法律行為 | 同左 |

任意後見制度の仕組み



任意後見制度は、将来、認知症などにより判断能力が低下した場合に備えて、あらかじめ選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を結んでおくものです。そうすることで、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」のチェックを受けて、契約で決めた事務について、本人を代理して行うことにより、本人の意思に従った適切な保護・支援をすることが可能になります。なお、この契約は公証人の作成する公正証書によって結ばれます。

7

遺言・エンディングノート

「自分に万一のことがあった場合に、遺された人が困らないようにしたい」とは思っていても、本人が亡くなつてから、遺された家族が、「お葬式はどのようにしたらよいか?」「これはどうするの?」などと、故人の遺志がわからず困つてしまつことがあります。「もしも」は、いつやつくるかわかりません。遺言やエンディングノートによって、こうした事態を防ぐことができます。

遺言の方式は法律で決められている

自分の財産を意に沿つた形で相続人に引き継いだり、相続トラブルを避けたりするために、遺言は大きな意味を持ちます。遺言を法的に有効なものとするには、民法で定められた方式に従わなければならず、次の三つの方式が決められています。なお、自筆証書遺言は遺言者の死亡後に遺言書を家庭裁判所へ提出して検認の手続きが必要でしたが、法務局が自筆証書遺言の形式に適合するかを確認して保管する「自筆証書遺言書保管制度」が2020年7月にスタートしました。この制度を利用することで検認手続きも不要となりました。

| | 自筆証書遺言(遺言書保管制度の場合) | 公正証書遺言 | 秘密証書遺言 |
|------|---|---|--|
| 作成方法 | 本人が全文自書して署名押印。財産目録はパソコン等による作成も可 ^{※1} | 本人と2人以上の証人が公証役場に出向いて口授し、作成してもらう | 本人または第三者が記入した後、封筒に入れ、公証役場で証明してもらう |
| 証人 | 不要 | 2人以上 | 2人以上 |
| 書く人 | 本人 | 公証人 | 本人が望ましい(代筆可) |
| 署名押印 | 本人 | 本人、公証人、証人 | 本人、公証人・証人(封筒のみ) |
| 検認 | 不要 ^{※2} | 不要 | 必要 |
| 特徴 | 法務局で遺言書原本と画像データを保管するため、偽造や改ざんの心配がない。死亡後、指定した人に保管されている旨を通知してくれる。 ^{※3} | 原本は公証役場で保管されるので安心。公証人が作成するため、形式の不備で無効になる恐れがない。費用がかかる。 | 内容の秘密は保てるが、内容の書き落としの恐れがあり、公証役場で保管しないので紛失の恐れもある。費用がかかる。 |

※1 各ページに署名押印が必要

※2 自筆証書遺言保管制度を利用せず、遺言者が自ら保管することもできるが、その場合は家庭裁判所での検認手続きが必要になる

※3 法務局の保管の手数料は1通3,900円かかる

エンディングノートを作るメリット

「エンディングノート」とは、自分にもしものことがあったときのために、家族など遺された人に伝えおきたいことをまとめておくノートのことです。エンディングノートと遺言書は、どちらも自分の意思を残すという共通点がありますが、エンディングノートには遺言書と違って法的効力がありません。

その代わり、エンディングノートは気軽に作成できます。エンディングノートを残すメリットとしては、日常生活の備忘録としても使えることが挙げられます。住所録や連絡先などの情報を1カ所にまとめたノートがあると日常生活でも便利です。また、遺された人に気持ち(愛情)を伝えることもできます。

8

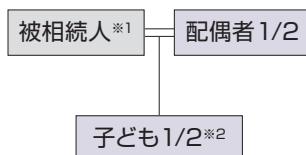
相続と贈与

50代はこれから親の相続を受ける可能性も高くなりますし、自分たちから子世代への財産の引き継ぎも気になる年代です。相続と贈与の基本を知っておきましょう。

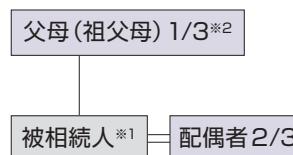
相続の基本

遺産の分け方は、遺言書があればそれに従い、ない場合は民法で定めた下の法定相続分を目安にして、相続人全員による話し合い(遺産分割協議)で決めることになります。話し合いがまとまらないときは、家庭裁判所に調停を申し立てるケースもあります。

①子どもがいる場合



②子どもがいない場合



③子どもも父母(祖父母)もいない場合



*1 被相続人=亡くなった人のこと

*2 人数に応じて等分する

相続で一定額以上の遺産を引き継ぐ場合、相続税が課税されます。相続税は下の計算式のように、遺産総額にみなし相続財産を加え、債務などのほか、基礎控除額を差し引いた課税遺産総額を基に算出します(いったん法定相続人ごとの法定相続分で税額を計算して合計する)。基礎控除の金額が大きいため、遺産総額がこれより少なければ相続税は発生しませんが、遺産総額には相続開始前3~7年分の贈与や、相続時精算課税による贈与も加算することが必要です。

相続税の計算



ここに相続開始前
3~7年分の贈与
や相続時精算課税
による贈与も加える

法定相続人の法定相続分ごとの取得価格から税額を計算する*

相続税の速算表 (A) × (B) - (C) で税額を算出する

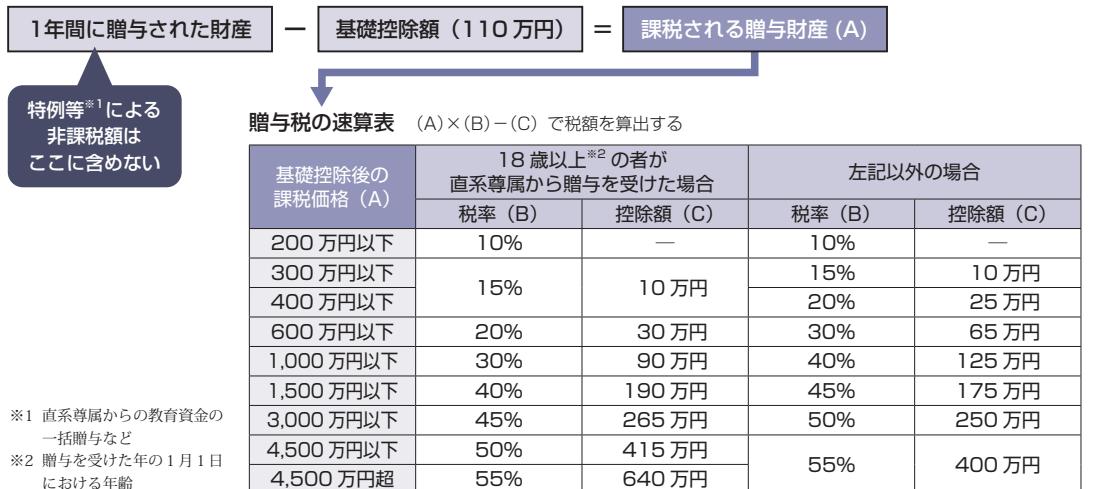
| 法定相続分に応じた取得価格 (A) | 税率 (B) | 控除額 (C) |
|-------------------|--------|---------|
| 1,000万円以下 | 10% | — |
| 3,000万円以下 | 15% | 50万円 |
| 5,000万円以下 | 20% | 200万円 |
| 1億円以下 | 30% | 700万円 |
| 2億円以下 | 40% | 1,700万円 |
| 3億円以下 | 45% | 2,700万円 |
| 6億円以下 | 50% | 4,200万円 |
| 6億円超 | 55% | 7,200万円 |

*上の表で法定相続人ごとに算出した税額を合計し、相続税の総額を出す

贈与税(暦年課税)の仕組み

贈与税は、受け取った人(受贈者)が「暦年課税」または「相続時精算課税」を選択できます。暦年課税では、1年間の受贈額のうち基礎控除額(110万円)を超える部分に対して課税される仕組みになっています。暦年課税の税率は10%~55%までの8段階で、18歳以上の人人が親や祖父母などの直系尊属から贈与された場合と、それ以外の場合で、適用される税率が異なります。

贈与税の計算



贈与のポイント

- ①贈与する人は、あげる人の数を増やして、基礎控除額110万円を有効に使う。
- ②現金を贈与する場合には、手渡しではなく、受贈者の銀行口座に振り込み、贈与の事実を明らかにする。
- ③基礎控除額を超える贈与があった場合には、受贈者が必ず申告をし、贈与税の納付は期限内(翌年の2月1日から3月15日まで)に自ら行う。

新たな注意点

- 相続開始前一定期間の贈与については、相続財産に加算されて相続税の対象になる。
2024年1月以降の贈与から、その加算期間が相続開始前3年から7年に順次、延長される。
- 延長された4~7年以内の贈与については、総額で100万円までは相続財産に加算されないが、それを超える金額は相続財産に加算される。

相続時精算課税の仕組み

相続時精算課税とは、父母や祖父母など直系尊属^{*1}から、子や孫などの推定相続人^{*2}に対する生前贈与について、受贈者の選択により、贈与時に2,500万円を超える部分の贈与税(20%)のみを支払い、その後の相続時に、贈与財産と相続時の財産を合算して相続税を算出し、すでに支払った贈与税を相続税から控除するというものです。2024年からは相続時精算課税に年間110万円の基礎控除が創設されました。1回目の贈与時にこの制度を選択して届け出た場合、以降は年間110万円以下の贈与であれば、非課税となり、申告も不要になります。

なお、生前贈与の期間が7年以下の場合、相続時精算課税は7年間の控除が最大770万円のに対し、暦年課税の控除は100万円のため、相続時精算課税が有利です。7年超の場合は、財産総額や年齢、贈与額などによって有利な非課税制度が異なります。

*1 贈与をした年の1月1日において原則60歳以上 *2 贈与を受けた年の1月1日において18歳以上